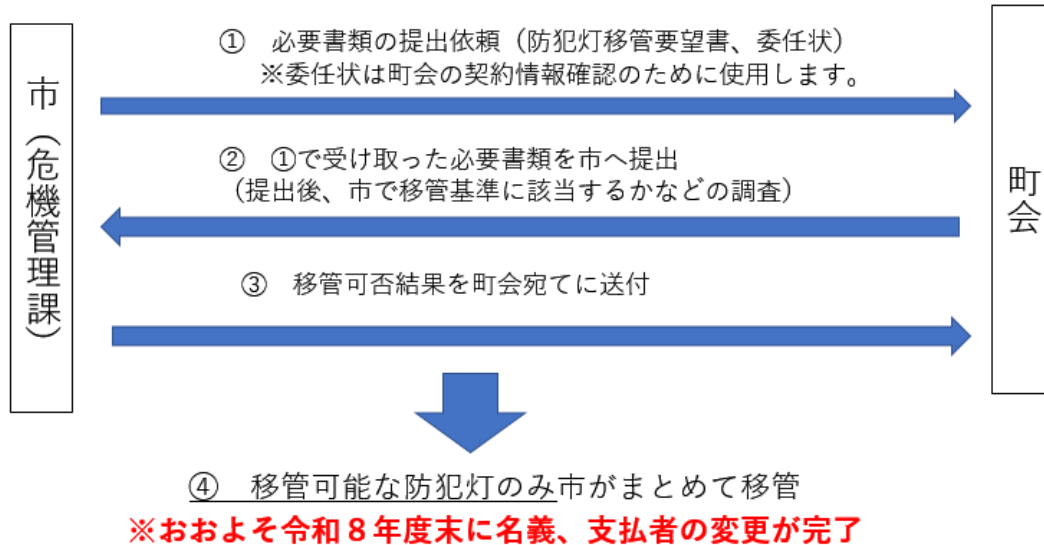


防犯灯に関する Q & A

【防犯灯の移管について】

1 移管の手続きはどのような手順か

市へ必要な書類（移管要望書、委任状）を提出いただき、それに基づき危機管理課において該当防犯灯が移管基準を満たしているか判断します。その後、移管の可否について、市から町会へ決定通知を送付し、移管可能となった防犯灯のみ町会から市へ名義変更を行います。



2 移管可能、移管不可な防犯灯はどのようなものか

移管可能	移管不可
<ul style="list-style-type: none"> ・町会が所有しているもの ・電力会社の料金契約種別が原則「公衆街路灯契約」のもの ・不特定多数の人が通行する公共の道路等を照らしているもの ・電柱もしくは専用柱に設置されているもの ・私有地に設置されている場合は、土地所有者から無償での使用の承諾を得ているもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人や法人が所有しているもの ・特定の人が通行する道路を照らしているもの ・私有地を照らしているもの ・公共の道路を照らしているが、私有地に設置されており、所有者の許可がないもの（※私有地所有者の許可がある場合はこの限りではない） ・所有者（電気料金支払者）が特定できないもの ・故障しているもの又は著しく老朽化しているもの ・民家の壁や外壁に直接設置されているもの

3 駐車場を照らしている照明を引き取ってほしい、マンション内にある照明を引き取ってほしい

駐車場やマンション等の私有地を明るくする目的で設置されている照明は今回の移管の要件に該当しません。

4 古くなって点灯していない防犯灯を引き取ってほしい

故障しているもの又は著しく老朽化しているものは引き取ることができません。ただし、その防犯灯を撤去後、新設要望をいただき、その場所が設置基準に合致する等の条件を満たせば、市が防犯灯を新設することが可能です。

5 引き続き、町会で防犯灯を維持管理したい

今回の移管は、町会で維持管理している防犯灯のうち、希望される防犯灯のみを移管する制度です。引き続き、町会で防犯灯を維持管理したい場合は、現状通り維持管理することができます。なお、現在、防犯協議会を通じて行っている「防犯灯整備補助金」については、これまで通りご利用いただけます。

6 移管した後、町会が電気料金を負担するのはいつまでか

令和8年12月末までに移管が決定した防犯灯については、令和9年3月分まで町会で負担いただくこととなります。

※移管の数量によっては移管の時期が前後する場合があります。

【防犯灯の新規設置について】

7 防犯灯を新規設置してほしいのだが

令和8年度より地域からの要望に基づき予算の範囲内で市による防犯灯の設置を行います。要望は令和8年5月より受付を開始します。

8 市で新規設置する際に設置基準はあるのか

令和8年度より「八尾市防犯灯設置等要綱」を定め、その中で設置基準も定めています。

【「八尾市防犯灯設置等要綱」より抜粋】

(設置基準)

第3条 防犯灯を設置する場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 設置場所は、多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。

- (2) 灯具は、電柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、専用柱に設置する。
- (3) 防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね 25 メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (4) 灯具の設置の高さは、原則として地上から 4.5 メートル以上とする。
- (5) 防犯灯の電力は、電気事業者から直接供給を受けるものとする。
- (6) その他市長が特に必要と認める場所に設置することとする。

9 どのように新設要望するのか

町会が存在する場合は、町会の代表者（町会長）から危機管理課に要望書を提出していただきます。町会が未結成の場合は、設置予定場所周辺の住民等から要望書を提出することができます。

10 駐車場等（私有地）が暗いので、防犯灯を設置してほしい

防犯灯の新設は、「不特定多数の人が通行する公共の道路等を照らすことを目的」としているため、私有地を照らす照明は新規設置の要件に該当しません。

【防犯灯にかかる補助について】

11 市での管理がスタートするが、補助制度はどうか

市では八尾防犯協議会を通じて町会に対して「防犯灯整備補助金」と「電気料金等補助金」を交付していますが、今後も町会が維持管理を希望する防犯灯については補助金を交付します。

12 補助制度の変更はあるか

制度を変更している箇所があるので、以下に注意点をまとめています。

【①防犯灯整備補助金の注意点】

- ・補助率、補助上限額に変更はありません。
- ・特別防犯灯の制度は廃止しています。（市での新規設置を実施するため）
- ・設置要件を追記しています。

【②防犯灯電気料金等補助金の注意点】

- ・防犯灯にかかる電気料金補助金額を全額補助しています。
- ・特別防犯灯の制度は廃止しています。
- ・補助金額の変更に伴って、必要書類を変更しています。

・補助対象を原則「公衆街路灯」契約のものに変更しています。

13 補助制度の変更に伴い、提出書類も変更あるか。

従来は領収書（10月分）と請求内訳書（10月分）を提出していただいていたおりましたが、今後は電気料金を全額補助するために、補助対象期間（毎年1月～12月の間）に支払った電気料金の全領収書及び全請求内訳書を提出いただきます。

14 関電との契約種別が公衆街路灯ではないが、補助対象にならないか

公衆街路灯とは公衆のために設置された防犯灯です。補助の対象も同様に、公衆のために設置されているものであるため、原則公衆街路灯の契約のみを補助の対象とします。

15 補助の手続きはいつ頃から始まるか

令和8年7月頃に再度、補助申請の依頼をさせていただきます。その後、令和9年2月中頃までに申請書類をご提出いただき、令和9年3月末までに町会へ電気料金補助金額を支払う予定としています。

【その他】

16 設置基準を満たさない既設の防犯灯は撤去されるのか？

これまで町会のみなさまで必要な場所に設置されてきた経緯を踏まえ、現状では撤去する予定はありません。公共性のあるものについては、引き続き電気料金等補助を行います。

17 今後、防犯灯に関する町会の役割は？

防犯灯が市に移管された場合の防犯灯不点灯時の報告や防犯灯新設要望の調整をご協力いただきたいと考えています。

【問合せ先】 〒581-0003
八尾市本町一丁目1番1号
八尾市危機管理 地域安全担当
Email:kikikanri@city.yao.osaka.jp
TEL：072-924-3817 内線：2149